　　　行政バス使用基準（町行政に関係のある任意団体が使用する場合）

１　乗車人員は、20人以上かつ人員の３分の２以上が町民であること。（定員３３名）

２　使用目的が明確で、かつ、団体構成員の単なる慰安を内容としたものでないこと。

　３　任意団体において使用要件が満たされた場合においても、年間使用許可回数１回とする。

　４　使用申請は、別紙バス使用申請書に誓約書兼搭乗者名簿を添付して使用日前１０日までに

使用団体を所管する課長を経由して、総務課長に提出するものとする。

　５　申請書を提出した後に使用申込みを変更し、又は取り消すときは、使用日前３日までにその

旨を連絡しなければならない。

　６　使用期間は、1日を限りとする。

　７　使用時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。ただし、緊急の場合又は用務が勤務

時間を超える場合はこの限りでないが、別途、時間外運行手当等を使用料に加算する。

　８　集合（出発）及び帰着の場所は、原則として１箇所とする。

　９　緊急又は特別運行が発生した場合、許可を取り消すことがある。なお、この場合、申込者に

　　対する損害は補償しない。

１０　使用者は、次の事項を守り又は守らせなければならない。

　　(1) 許可を受けた運行経路以外の経路は認めない。

　　(2) 車両の故障の原因となるような物品を搬入してはならない。

　　(3) 観光目的のバスでないことをよく認識して、車内の飲酒はしないこと。

　　(4) 車内でさわがないこと。

　　(5) 車内は禁煙とする。

　　(6) 車内のゴミ等は、使用者がかたづけること。

　　(7) 使用者は補助者（助手的役割のできる者１名）を必ず同乗させること。

　　(8) 運転中は、運転者及び補助者の指示に従うこと。

　　(9) 運転距離は、１日最大３００㎞以内とする。ただし、主に高速道路を利用するときは、

１日最大４００㎞以内とする。

　　(10) 以上のほか、町長が必要と認める事項。

１１　故意にバスを破損又は汚損する等被害を与えたときは、その損害に対する費用を賠償する

こと。

１２　任意団体の負担するもの

　　(1) 通行料、駐車料その他特別な経費

　　(2) 運転委託経費及び燃料費等運行に要する経費の２分の１に相当する額。

　　　　・基本料：１８，８００円（３時間まで，５０㎞まで）

　　　　・時間超過分：２，７８０円/時間

　　　　・距離超過分：７５０円/１０㎞（１０km未満時１０kmに切り上げ）

　　(3) 時間外運行手当１時間あたり１，２８０円

　　(4) 深夜・早朝（午後１０時から午前５時）にあっては、１時間あたり４２５円を加算

１３　申し込みの時期：４ヶ月前から